

広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 1月30日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第1号

広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

第1条 広島県警察署協議会運営規則（平成13年広島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表広島県木江警察署協議会の項を削る。

第2条 広島県警察署協議会運営規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

警察署協議会の名称	委員の定数
広島県広島中央警察署協議会	13 人
広島県広島東警察署協議会	13 人
広島県広島西警察署協議会	13 人
広島県広島南警察署協議会	11 人
広島県安佐南警察署協議会	13 人
広島県呉警察署協議会	11 人
広島県音戸警察署協議会	5 人
広島県江田島警察署協議会	5 人
広島県海田警察署協議会	11 人
広島県廿日市警察署協議会	9 人
広島県大竹警察署協議会	7 人
広島県竹原警察署協議会	7 人
広島県広警察署協議会	9 人
広島県東広島警察署協議会	11 人
広島県安佐北警察署協議会	11 人
広島県安芸高田警察署協議会	7 人
広島県山県警察署協議会	7 人
広島県尾道警察署協議会	9 人
広島県因島警察署協議会	7 人
広島県三原警察署協議会	9 人
広島県福山西警察署協議会	9 人
広島県福山東警察署協議会	13 人
広島県福山北警察署協議会	11 人
広島県府中警察署協議会	7 人
広島県庄原警察署協議会	7 人
広島県三次警察署協議会	9 人
広島県世羅警察署協議会	5 人

附 則

この公安委員会規則中第1条の規定は平成21年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。